

日本建築学会関東支部茨城支所規約

1958(昭和 33)年 3 月 16 日設置

2000(平成 12)年 11 月 27 日改正

2006(平成 18)年 10 月 28 日改正

2014 年(平成 26 年 3 月 24 日改正イ)

第 1 条(名称・組織) この支所は、日本建築学会関東支部茨城支所と称し、茨城県内に住所または勤務先を有する日本建築学会の会員をもって構成する。

第 2 条(事務所) この支所の事務所を、水戸市泉町 1-3-24(文化デザイナー学院内) に置く。 イ)

第 3 条(目的) 日本建築学会の定款、同一般規則および関東支部規程の定める目的ならびに事業に準拠して、支部の補助機関として地域に必要な事業を行う。

第 4 条(役員) この支所には、次の役員を置く。

支所長 1 名、幹事 5～20 名

2. 支所長は、支所を代表して会務を処理する。
3. 幹事は、支所長を補佐して会務に当たる。
4. 支所長に事故ある時は、支所長があらかじめ定めた幹事のうちの 1 名が、その職務を代行する。

第 5 条(役員の選出) 支所長は、この支所構成員(正会員)のうちから、支所役員会の推薦を得て、支部長が委嘱する。

2. 幹事は、支所構成員のうちから、支所長が選任する。

第 6 条(役員の任期) 役員の任期は 1 期 2 年とし、6 月に始まり翌々年の 5 月に終わる。

2. 補欠者による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 再任は原則として連続 3 期までとする。

第 7 条(相談役および顧問) この支所には必要に応じ相談役および顧問を置くことができる。

2. 相談役および顧問は、役員会の承認を得て支所長が委嘱する。
3. 相談役および顧問は、支所の運営・行事等に関し支所長の諮問に応じる。

第 8 条(役員会の構成・任務) 支所の運営のため役員会を設置する。

2. 役員会は、支所長および幹事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 支所長の推薦
- (2) 事業計画および収支予算の承認
- (3) 事業報告、収支決算および財産目録の承認
- (4) その他、この規約で定める事項のほか、支所に関するいっさいの事項

第 9 条(役員会の招集) 役員会は、支所長が必要と認めたとき、または役員の半数以上から請求があったときに、支所長が招集して開く。

第 10 条(役員会の議決) 役員会の議長は、支所長または支所長の指名した者が行う。

2. 役員会の議決は、出席役員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決める。

第11条(経費) この支所の経費は、次の収入で支弁する。

- (1) 支部からの交付金
- (2) 寄付金
- (3) 研究事業による収入
- (4) その他の収入

第12条(会計年度) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第13条(予算・決算の承認) 予算・決算ならびに事業計画・事業報告は、支所役員会の承認を得て支部役員会に提出し、その承認を得なければならない。

第14条(補則) この規約に明示していない事項は、すべて日本建築学会の定款、同一般規則および関東支部規程に準拠するものとする。

第15条(規約の変更) この規約の変更は、支所役員会の議を経て支部役員会で議決する。